第		号	
年	月	H	

地区物流効率化認定制度認定取消書

殿

東京都知事

印

年 月 日付けで認定された 計画(認定 第 号)について、下記のとおり認定の取消しを決定したので、東京における地区物流効率化認定制度実施要綱第16条の規定に基づき通知します。

記

計画の名称 (認定 第 号)

については、認定の取消しを行います。

取消しの理由は以下のとおり)です。	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があっ たことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起 算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。